

道州制基本法案（骨子案）について

現在、道州制をめぐる議論が活発化している。我々全国知事会では、当事者としてこの課題に向き合い、中立的な立場から提案していくため、別添のとおり、本年1月に「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめたところである。現在、与党において、「道州制基本法案（骨子案）」の早期の国会提出を目指し検討が進められていると承知しているが、まず、法案の検討に当たっては、我々の基本的考え方を十分に踏まえていただきたい。

さらに、この法案骨子案にはいくつかの懸念があると考えており、こうした点について、十分な検討をお願いしたい。

- ① 中央府省等国の行政組織のあり方について、法案骨子案においては、国の行政機関の整理合理化との方向性が示されてはいるが、道州制が中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築する、正に国のあり方を根底から見直す改革とするならば、法案骨子案において、国の出先機関の原則廃止、国の中央府省の解体・再編が不可避であるとする。
- ② 基礎自治体のあり方について、法案骨子案においては、都道府県を廃止してその大部分の事務を基礎自治体に移譲し、残りの一部を道州に引き継ぐとしている。しかし、産業・雇用政策や指定区間外国道、指定区間1級河川の管理、また、警察、環境保全といった広域的事務は道州が自己完結的に担うものと考えられる。仮に、そうした事務を基礎自治体が引き継ぐとするならば、市町村の広域的再編が問題となるのではないかと考える。

国の出先機関や中央府省の解体・再編と基礎自治体のあり方とは、道州制の賛否に当たって欠かすことのできない判断要素であるだけに、都道府県の廃止のみを打ち出すのではなく、国と基礎自治体のあり方について基本的方向を法案骨子案において明らかにすべきである。

道州制が地方分権を推進するためのものでなければならないとの考え方は、検討に当たっての大前提となるものである。こうした観点から、法案骨子案について以上のような懸念を指摘せざるをえないものであり、今後、全国知事会の基本的考え方を十分に踏まえた上で、こうした懸念が払拭されるよう、更なる検討を求めるものである。

平成 25 年 4 月 18 日

自由民主党道州制推進本部長
衆議院議員 今村 雅弘 様

全国知事会
会 長

京都府知事 山田 啓二
地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上田 清司

道州制基本法案（骨子案）について

現在、道州制をめぐる議論が活発化している。我々全国知事会では、当事者としてこの課題に向き合い、中立的な立場から提案していくため、別添のとおり、本年1月に「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめたところである。現在、与党において、「道州制基本法案（骨子案）」の早期の国会提出を目指し検討が進められていると承知しているが、まず、法案の検討に当たっては、我々の基本的考え方を十分に踏まえていただきたい。

さらに、この法案骨子案にはいくつかの懸念があると考えており、こうした点について、十分な検討をお願いしたい。

- ① 中央府省等国の行政組織のあり方について、法案骨子案においては、国の行政機関の整理合理化との方向性が示されてはいるが、道州制が中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築する、正に国のあり方を根底から見直す改革とするならば、法案骨子案において、国の出先機関の原則廃止、国の中央府省の解体・再編が不可避であるとする。
- ② 基礎自治体のあり方について、法案骨子案においては、都道府県を廃止してその大部分の事務を基礎自治体に移譲し、残りの一部を道州に引き継ぐとしている。しかし、産業・雇用政策や指定区間外国道、指定区間1級河川の管理、また、警察、環境保全といった広域的事務は道州が自己完結的に担うものと考えられる。仮に、そうした事務を基礎自治体が引き継ぐとするならば、市町村の広域的再編が問題となるのではないかと考える。

国の出先機関や中央府省の解体・再編と基礎自治体のあり方とは、道州制の賛否に当たって欠かすことのできない判断要素であるだけに、都道府県の廃止のみを打ち出すのではなく、国と基礎自治体のあり方について基本的方向を法案骨子案において明らかにすべきである。

道州制が地方分権を推進するためのものでなければならないとの考え方は、検討に当たっての大前提となるものである。こうした観点から、法案骨子案について以上のような懸念を指摘せざるをえないものであり、今後、全国知事会の基本的考え方を十分に踏まえた上で、こうした懸念が払拭されるよう、更なる検討を求めるものである。

平成 25 年 4 月 18 日

自由民主党道州制推進本部副本部長
衆議院議員 山口 泰明 様

全国知事会
会 長

京都府知事 山田 啓二
地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上田 清司

道州制基本法案（骨子案）について

現在、道州制をめぐる議論が活発化している。我々全国知事会では、当事者としてこの課題に向き合い、中立的な立場から提案していくため、別添のとおり、本年1月に「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめたところである。現在、与党において、「道州制基本法案（骨子案）」の早期の国会提出を目指し検討が進められていると承知しているが、まず、法案の検討に当たっては、我々の基本的考え方を十分に踏まえていただきたい。

さらに、この法案骨子案にはいくつかの懸念があると考えており、こうした点について、十分な検討をお願いしたい。

- ① 中央府省等国の行政組織のあり方について、法案骨子案においては、国の行政機関の整理合理化との方向性が示されてはいるが、道州制が中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築する、正に国のあり方を根底から見直す改革とするならば、法案骨子案において、国の出先機関の原則廃止、国の中央府省の解体・再編が不可避であるとする。
- ② 基礎自治体のあり方について、法案骨子案においては、都道府県を廃止してその大部分の事務を基礎自治体に移譲し、残りの一部を道州に引き継ぐとしている。しかし、産業・雇用政策や指定区間外国道、指定区間1級河川の管理、また、警察、環境保全といった広域的事務は道州が自己完結的に担うものと考えられる。仮に、そうした事務を基礎自治体が引き継ぐとするならば、市町村の広域的再編が問題となるのではないかと考える。

国の出先機関や中央府省の解体・再編と基礎自治体のあり方とは、道州制の賛否に当たって欠かすことのできない判断要素であるだけに、都道府県の廃止のみを打ち出すのではなく、国と基礎自治体のあり方について基本的方向を法案骨子案において明らかにすべきである。

道州制が地方分権を推進するためのものでなければならないとの考え方は、検討に当たっての大前提となるものである。こうした観点から、法案骨子案について以上のような懸念を指摘せざるをえないものであり、今後、全国知事会の基本的考え方を十分に踏まえた上で、こうした懸念が払拭されるよう、更なる検討を求めるものである。

平成 25 年 4 月 18 日

自由民主党道州制推進本部長代理
衆議院議員 櫻田 義孝 様

全国知事会
会 長

京都府知事 山田 啓二
地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上田 清司